

中東知的財産ニュースレター Vol. 106

◆ 目次

1. 主要トピック

エジプト

- ・ 知的財産枠組みの包括的改革が始動

クウェート

- ・ 模倣品が押収された小売拠点を閉鎖

オマーン

- ・ 外国企業に適用されるドメイン登録規則を改正

シリア

- ・ 通商制限の緩和とともに高まる商標保護の重要性

アラブ首長国連邦（UAE）

- ・ 検疫・生物多様性の保護・植物品種に関する育成者権に関する法改正
- ・ ラアス=アル・ハイマが小売レベルでの商標権エンフォースメントを強化

2. 他のトピック

文末を参照

◆ ニュース

1. 主要トピック

エジプト

- ・ 知的財産枠組みの包括的改革が始動¹

エジプト知的財産庁（Egyptian Intellectual Property Authority ; EIPA）の設立により、エジプトが自国の知的財産制度の包括的改革に踏み切った。同庁の設立は、2022年9月に発表されたエジプトの「国家知的財産戦略」（National Intellectual Property Strategy）がもたらした最初の具体的な成果である。

¹ <https://sis.gov.eg/en/media-center/news/egypt-launches-sweeping-overhaul-of-intellectual-property-system/>

EIPA のトップである Hesham Azmy 理事会議長によれば、今回の改革の原動力となっているのは次の3つの重要な要素だという：憲法上の義務（2014年憲法に基づき知的財産を保護し、知的財産に特化した当局を設立する義務）；エンフォースメントをめぐる諸々の課題の中でクリエイターやイノベーターのために保護を強化する必要性；エジプトの国際的な責務（世界知的所有権機関(WIPO)への加盟や WIPO 関連のさまざまな条約の署名を含む）。

国家知的財産戦略は以下の4本の柱を基礎として構成されている。

1. EIPA の創設によるガバナンス（2023年7月に施行された法に基づいて設立）
2. 人工知能等の技術的進歩を考慮した知的財産法刷新のための法制改革
3. 知財資産の経済価値化
4. 公衆の啓発（独立した戦略目標として指定されている）

EIPA は、それまで7つの省に分散していた知財関連の業務を一手に担っており、その権限は単なる登録を超えて、法制改革、知財の商業化、全国規模の啓発活動にも及んでいる。工業、学術研究、観光、文化、メディアといった優先度の高い部門において、エジプトの知財資産の目録を作成する仕事は現在進められている。その目的は、知的財産のライセンスング、技術移転および収益化を推進することである。

エンフォースメントに関して、EIPA は警察・税関・規制当局との調整を行い、司法的な執行能力を有する一定の部署と連携している。マラケシュ条約を実施するための措置や今後予想される技術面の重大な変化に先駆けて法律の現代化を図るなど、立法面の刷新も進められている。

エジプトの改革は、知的財産を経済的・文化的な資産に変容させ、エジプトのイノベーション・エコシステムと国家経済により効果的に貢献できるようにすることを目指している。

クウェート

・模倣品が押収された小売拠点を閉鎖²

クウェート商工省（Ministry of Commerce and Industry）が1軒の小売店を閉鎖した。同店舗が偽ブランド製品を販売していることが、調査によって明らかになったからである。この措置を受けて市場全体の調査が行われ、不正な商標を表示した腕時計、ハンドバッグ、関連アクセサリーが発見された。

商工省の商業管理部門に属する複数の部署から派遣された調査チームは、侵害品を現場で押収し、施設の即時閉鎖を命じた。この事件は公式に記録され、商業的訴追を扱う検察当局に送致され、今後は適用される商事規則および知的財産規則に従って訴訟が行われることになる。

² <https://www.arabtimesonline.com/news/moci-shuts-down-shop-selling-counterfeit-watches-and-bags/>

今回のエンフォースメント活動は、小売業界のコンプライアンス状況を監視し、国内市場での商標侵害に対処するために商工省が実施している市場サーベイランス活動の一環である。

オマーン

・外国企業に適用されるドメイン登録規則を改正³

オマーンの電気通信規制局（Telecommunications Regulatory Authority ; TRA）が国別コードを含むドメイン名の登録に適用される規則を改正したため、事前にオマーンで商標を登録していない外国企業であっても、「.om」、「.com.om」、「.co.om」などオマーンの国別コードを含むドメイン拡張子を使用したドメイン名を登録することが可能になった。これまでは、ドメイン申請の際に提出を求められる書類の中に、オマーンの商標登録証が含まれていたのである。

ドメイン名登録に関する上記の方針転換に基づき、外国企業は、法人登記書類または同等の営業証明を提出するだけで、オマーンの国別コードを含むドメイン名を申請できるようになった。ただし、申請したドメイン名がオマーン国で登録済みの商標に抵触しないことが条件となる。ドメイン名は申請人の正式名称、事業内容またはブランドに対応するものでなければならないという要件は、TRAが定めた申請条件の一つとして残っている。

ドメインの割り当てに関してオマーン国内での商標登録という前提条件が撤廃されたとはいえ、申請人が通常従うべき条件はまだ残っている。例えば、ドメインの現地管理者（連絡先）または受託者として指定された者がオマーン国内に存在しなければならない。また、自らが選択したドメイン名が第三者の権利を侵害せず、適用される命名ガイドラインに違反しないことを保証する責任をドメイン登録者が負うという点は従来と変わらない。

シリア

・通商制限の緩和とともに高まる商標保護の重要性⁴

国際的な通商制限緩和の流れが最近シリアにも影響を及ぼし、市場に新たな商業的利益が生まれたことで、シリアにおける商標保護の現状に注目が集まっている。通商活動が徐々に再開される中、将来の市場参入を考えている企業にとって、商標戦略が再び重要性を帯びてくるだろうと予想されているのである。

シリアは先願主義の商標制度を採用しており、この制度の下では、他地域での先行使用の有無に関わらず最初に登録を確保した者に排他的権利が与えられる。シリア市場の変化または再開といった動きが進む期間に、先願主義に基づいて国内で登録されていない外国の周知商標を第三者が出願する危険性が高まることもありうる。

³ <https://abounaja.com/news/oman-allows-foreign-firms-to-register-domains-without-trademark-registration>

⁴ <https://globallawexperts.com/the-critical-importance-of-securing-trademark-rights-in-syria-following-the-lifting-of-trade-restrictions/>

シリアの商標枠組みは近年になってから変わっていないが、外国人の市場参加の減少やエンフォースメント上の制約によって、通商制限が続いている間、商標制度の実際的な利用が制限されていた。企業が遵守すべき規制条件の拡充が進むにつれて、商標登録は市場プレゼンスやエンフォースメントの準備に向けた基本的なステップと見なされるようになってきている。

シリアはパリ条約の締約国であるため、所定の期限までは先行する外国出願に基づく優先権主張が認められる。商業環境の変化により、将来の市場参入やブランド保護戦略を評価する上で、商標登録が再び重要な懸案事項となりつつある。

アラブ首長国連邦（UAE）

・ 検疫・生物多様性の保護・植物品種に関する育成者権に関する法改正⁵

アラブ首長国連邦（UAE）が植物新品種の保護に関して 2009 年連邦法第 17 号（Federal Law No. 17 of 2009）に代わる新たな連邦法を施行し、植物の新品種の保護に関する国際同盟（International Union for the Protection of New Varieties of Plants；UPOV）を含む国際標準に合わせて自国の枠組みを現代化した。

この新法は、保護対象の植物品種について専用の登録簿を設けるとともに、品種の新規性・区別性・均一性・安定性に基づく保護条件を明確に示している。保護期間は 20 年間で、樹木やぶどうについては 25 年まで延長される。同法はさらに、植物育成者の地位、優先権、譲渡、権利の無効および取消に関して、従来よりも明確な規則を定めている。

エンフォースメントに関する規定は強化されている。保護対象となっている植物品種に関する育成者権を侵害した場合、3 年以下の禁錮刑または 25 万 UAE ディルハム（米ドル換算でおよそ 68,000 ドル/日本円で 1,050 万円）の罰金刑が科されることがある。

このような法改正は、植物育成者および権利者にとっての法的安定性を高めるとともに、農業・生命科学部門における知的財産の保護に対する UAE の取組を強化するものである。

・ ラアス=アル・ハイマが小売レベルでの商標権エンフォースメントを強化⁶

UAE を形成する首長国のひとつラアス=アル・ハイマでは、複数の当局が商標侵害対策として小売レベルのエンフォースメントを強化した結果、2025 年を通じて大量の侵害品が市場から撤去された。これらエンフォースメント活動の主要な引き金となっているのは、消費者からの苦情や、ラアス=アル・ハイマ経済開発局（Ras Al Khaimah Department of Economic Development；RAK DED）が実施するターゲット調査である。

⁵ <https://www.wam.ae/a/170e1u1>

⁶ <https://www.khaleeitime.com/uae/rak-ded-cracks-down-counterfeit-products?refresh=true>

ターゲット調査では、登録商標を不正に表示した商品の売買が疑われる商業拠点を対象として、一連の集中的な調査が行われる。RAK DED の商業保護部（Commercial Protection Section）が実施する調査活動の結果として、複数の小売拠点において侵害品の押収が行われる。すなわちターゲット調査とは、単発的なエンフォースメントではなく持続的なモニタリングを示す動きである。

公式データが示すところによれば、2025 年に RAK DED が消費者から受け取った苦情は 937 件で、そのうち約 95%が行政的な手段によって解決されている。商標関連の苦情がターゲット調査につながり、権利侵害に加担している商業施設に対しエンフォースメントが行われるのである。

模倣品は消費者安全の面で懸念を生じさせるだけでなく合法的な企業競争に歪みを生じさせる、と RAK DED は繰り返し語っている。違法行為を摘発して市場の規律を保つため、RAK DED は今後とも、定例の調査と並行して苦情に基づく調査活動を継続していく意向である。

2. 他のトピック

バーレーン

- ・バーレーンの意匠協定加入について議会在審議

<https://www.newsofbahrain.com/bahrain/125199.html> (2026 年 1 月 16 日)

イラク

- ・バグダッド工科大学（University of Technology）とバビロン大学（Babylon University）が共同特許を取得

<https://mohestr.gov.iq/en/post/technology-amp-babylon-universities-obtain-joint-patent-2026-01-12-20> (2026 年 1 月 12 日)

- ・イラクにおける知的財産権

<https://alkabban.com/iraqi-law/iraqi-ip-law/> (2026 年 1 月 20 日)

クウェート

- ・密輸や模倣品との闘いが展開されるクウェート税関の内情

<https://kuwaittimes.com/article/37992/kuwait/crime/inside-kuwait-customs-fight-against-smuggling-counterfeits/> (2026 年 1 月 4 日)

- ・クウェート大学：電力消費を抑える新規な回路が特許を取得

<https://www.memesita.com/kuwait-university-new-circuit-cuts-power-usage-patent-approved/> (2026 年 1 月 9 日)

レバノン

- ・Bisat 経済貿易大臣が同省のサービスの高度デジタル化に着手

<https://www.nna-leb.gov.lb/en/news/149049/bisat-launches-advanced-digitization-of-ministry-services> (2026 年 1 月 8 日)

中東・北アフリカ地域 (MENA)

- ・ ニース分類の第 13 版が発効 (2026 年 1 月 1 日)

<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=1c3c6758-f812-4687-b861-b63eaa487e63> (2026 年 1 月 20 日)

オマーン

- ・ 90 日以内の紛争解決を目指してオマーンが投資裁判所を新設

<https://www.omanobserver.om/article/1182939/business/economy/omans-new-investment-court-to-resolve-disputes-within-90-days> (2026 年 1 月 19 日)

パキスタン

- ・ デジタルイノベーション、データ、そして権利：パキスタンの知的財産法と電子犯罪防止法の枠組み見直し

https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=5990336 (2025 年 12 月 31 日)

- ・ 国際税関デーを記念してパキスタン税関が模倣品数百万点を廃棄

<https://customnews.pk/2026/01/22/pakistan-customs-to-destroy-millions-in-fake-goods-on-international-customs-day/> (2026 年 1 月 22 日)

- ・ パンジャブ州ムルターン (Multan) の商工会議所 (MCCI) が企業のイノベーション推進を目指して知的財産に関する啓発セッションを主催

<https://www.app.com.pk/domestic/mcci-hosts-ip-rights-awareness-session-to-promote-business-innovation/> (2026 年 1 月 18 日)

カタール

- ・ 警告から権利行使可能な権利へ：カタールが意匠登録を開始

<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=e68d29dc-305a-4862-8f02-d44200458706> (2026 年 1 月 2 日)

- ・ カタール商工省 (MOCI) が工場に対する「ガルフ・ナショナル・プロダクト証明書」 (Gulf National Products Certificate) に関するガイドを発行

<https://www.gulf-times.com/article/717975/qatar/moci-issues-guide-on-gulf-national-product-certificates-for-factories> (2026 年 1 月 3 日)

- ・ カタール知的財産庁が国際登録の公開を開始

<https://www.mondaq.com/trademark/1727578/qatar-ip-office-commences-publishing-of-international-registrations> (2026 年 1 月 7 日)

- ・ カタール商工省が消費者の権利保護に関する啓発活動を促進

<https://thepeninsulaqatar.com/article/25/01/2026/moci-boosts-awareness-of-consumer-rights-protection> (2026 年 1 月 25 日)

サウジアラビア

- ・ ウンム・アル・クラー大学 (Umm Al-Qura University) がスマート・ロードバリアを発明

<https://arab.news/gjumum> (2026 年 1 月 7 日)

- ・ イノベーションの基盤拡大とともにサウジアラビアの特許出願が急成長

<https://saudigazette.com.sa/article/658368/saudi-arabia/saudi-arabia-sees-strong-growth-in-patent-filings-as-base-of-innovations-expands> (2026 年 1 月 22 日)

- ・ サウジアラビアにおけるコーポレートアイデンティティの不正使用：企業が無視できない静かな脅威

<https://ahysp.com/identity-misuse-in-saudi-arabia-protect-your-company/> (2026 年 1 月 2 日)

サウジアラビア/アラブ首長国連邦 (UAE)

- ・ UAE とサウジアラビアのテクノロジー市場は機会の宝庫

<https://www.middleeastbriefing.com/news/opportunities-in-the-uae-and-saudi-arabias-technology-markets/> (2026 年 1 月 2 日)

トルコ

- ・ 模倣行為と著作権侵害に関するトルコの法

<https://www.leopatent.com/en/counterfeit-and-piracy-laws-in-turkey/> (2026 年 1 月 2 日)

- ・ トルコにおける営業秘密の保護

<https://www.leopatent.com/en/trade-secrets-protection-in-turkey/> (2026 年 1 月 6 日)

- ・ 知的財産と競争法が交わる分野で画期的判断：テトラパックに関するトルコ競争局の決定
- <https://www.mondaq.com/turkey/trademark/1727884/a-landmark-decision-at-the-crossroads-of-ip-and-competition-law-turkish-competition-authoritys-tetra-pak-decision> (2026 年 1 月 7 日)

- ・ トルコのデジタル著作権法案が国会に上程

<https://cms-lawnow.com/en/ealerts/2026/01/turkiye-s-draft-law-on-digital-copyrights-submitted-to-national-parliament> (2026 年 1 月 6 日)

- ・ デジタル時代における著作権保護の再構築：デジタル著作権法案

<https://www.mondaq.com/turkey/copyright/1730770/rebuilding-copyright-protection-in-the-digital-age-the-digital-copyright-law-proposal> (2026 年 1 月 13 日)

- ・ 医薬品のブランディング戦略の要となるのは知覚的要素であることがトルコの研究により判明

<https://www.worldtrademarkreview.com/article/turkish-study-reveals-perception-king-in-pharmaceutical-branding-practices> (2026 年 1 月 15 日)

アラブ首長国連邦 (UAE)

- ・ ドバイ電力水道公社 (DEWA) が変電所自動化システムのための先進的シミュレーターを開発

<https://www.wam.ae/en/article/17017n2-dewa-develops-advanced-simulator-for-substation> (2026 年 1 月 1 日)

・ UAE 政府が国家メディア局（National Media Authority）の設立と運営を定めた連邦政令を公布

<https://www.wam.ae/en/article/bn9xsue-uae-government-issues-federal-decree-law> (2025 年 12 月 18 日)

・ UAE 政府が農業検疫・家畜検疫・植物新品種・絶滅危惧種の動植物に関する改正法を公布

<https://www.wam.ae/a/170e1u1> (2026 年 1 月 7 日)

・ アラブ首長国連邦大学（UAEU）の研究者 Ali Al Marzouqi 氏が米国発明家アカデミー（US National Academy of Inventors）のフェローシップを獲得

<https://www.wam.ae/en/article/by9v276-ali-marzouqi-uae-receives-national-academy> (2026 年 1 月 17 日)

・ UAE が 2026 年 1 月 27 日から商標登録についてニース分類の第 13 版を採用

<https://abounaja.com/news/uae-adopts-13th-edition-of-nice-classification-for-trademark-registration-from-27-january-2026>
(2026 年 1 月 27 日)

イエメン

・ イエメンの首都サナアで知的財産とクリエイティブ経済に関する学術シンポジウムを開催

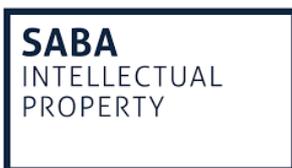
<https://saba.ye/en/news3632800.htm> (2026 年 1 月 22 日)

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 106

[著者]

Saba Intellectual Property



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所



2026年2月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Saba Intellectual Property が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。